

改正 平成 30 年 3 月 30 日規則第 31 号

(監査報告の作成)

第 1 条 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 13 条第 4 項の監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 県が設立した地方独立行政法人（以下「法人」という。）の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
- (3) 法人の役員（監事を除く。次号、第 3 条及び第 13 条において同じ。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- (4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第 2 条 法第 13 条第 6 項第 2 号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき法人が知事に提出する書類とする。

(監事の責務)

第 3 条 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

- (1) 法人の役員及び職員
  - (2) 法人の子法人の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人
  - (3) その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
- 3 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事、法人の子法人の監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

(業務方法書の記載事項)

第 4 条 法第 22 条第 2 項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) その他法人の業務の執行に関して必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第 5 条 法人は、法第 26 条第 1 項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の 30 日前までに（法人の成立

後最初の中期計画にあつては、法人の成立後遅滞なく）、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第 26 条第 1 項後段の規定により認可中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

第 6 条 法第 26 条第 2 項第 7 号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 人事に関する計画
- (2) 県からの長期借入金の限度額
- (3) 法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

（年度計画の記載事項等）

第 7 条 法第 27 条第 1 項に規定する年度計画には、認可中期計画に定められた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第 27 条第 1 項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

第 8 条 法第 28 条第 1 項第 1 号に定める事項について知事の評価を受けようとする場合における同条第 2 項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 当該事業年度に係る年度計画に定められた事項ごとに明らかにした業務の実績
- (2) 当該事業年度における中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 前 2 号に掲げる事項について自ら行った評価の結果

2 法第 28 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に定める事項について知事の評価を受けようとする場合における同条第 2 項の報告書には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 中期計画に定められた事項ごとに明らかにした業務の実績
- (2) 中期目標及び中期計画の実施状況
- (3) 前 2 号に掲げる事項について自ら行った評価の結果

3 法人は、法第 28 条第 2 項の報告書を知事に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（財務諸表）

第 9 条 法第 34 条第 1 項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（事業報告書の作成）

第 10 条 法第 34 条第 2 項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 法人に関する基礎的な情報
  - ア 目的、業務内容、沿革、組織図その他の法人の概要
  - イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
  - ウ 資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）
  - エ 役員の名、役職及び任期
  - オ 常勤職員の数及びそのうち設立団体からの出向者の数並びにこれらの前事業年度末からの増減
- (2) 重要な施設等の状況
- (3) 事業に関する説明
  - ア 財源の内訳
  - イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(4) その他知事が必要と認める事項

2 法第 34 条第 2 項の事業報告書には、事業等のまとまりごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付しなければならない。

(財務諸表等の閲覧期間)

第 11 条 法第 34 条第 3 項の規則で定める期間は、当該財務諸表の作成に係る会計年度以降 5 会計年度（公立大学法人神奈川県立保健福祉大学にあっては、6 会計年度）とする。

(会計監査報告の作成)

第 12 条 法第 35 条第 1 項の会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容

(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この条において同じ。）

が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次に掲げる意見の区分に応じ、次に定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項

ア 正当な理由による会計方針の変更

イ 重要な偶発事象

ウ 重要な後発事象

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

(会計監査人の責務)

第 13 条 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) 法人の子法人の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

(3) その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第 14 条 法人は、法第 40 条第 4 項の承認を受けようとするときは、当該中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）の終了後 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第 15 条 法人は、法第 40 条第 5 項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余の額の計算書に、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該残余の額の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、期間最後の事業年度の次の事業年度の 6 月 30 日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の残余の額は、期間最後の事業年度の次の事業年度の 7 月 10 日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第 16 条 法人は、法第 41 条第 1 項ただし書又は第 2 項ただし書の規定による短期借入金に係る認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 借入れ又は借換えを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第 17 条 法人は、法第 44 条第 1 項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による処分等にあつては、その適正な見積価額）
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 処分等により法人の業務運営上支障が生じない旨及びその理由

(内部組織)

第 18 条 法第 56 条の 2 第 1 号に規定する規則で定める内部組織は、理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであって、再就職者が離職前 5 年間に在職していたもの（再就職者が離職前 5 年間に行っていた職務を現に行っているものを含む。）とする。

(管理又は監督の地位)

第 19 条 法第 56 条の 2 第 2 号に規定する規則で定める管理又は監督の地位は、職員の退職管理に関する規則（平成 28 年神奈川県人事委員会規則第 25 号）第 16 条に規定する職に相当するものとして知事が定めるものとする。

(出資の認可申請)

第 20 条 法人は、法第 77 条の 3 の規定により出資の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 出資先の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 出資に係る財産の内容及び評価額
- (3) 出資を行う時期
- (4) 出資に係る事業の内容
- (5) 出資を必要とする理由

(6) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 出資先の定款その他の基本約款又はこれに準ずるもの
- (2) 出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(公立大学法人の業務実績等報告書)

第 21 条 第 8 条の規定は、法第 78 条の 2 第 2 項の報告書について準用する。この場合において、第 8 条中「知事」とあるのは「神奈川県地方独立行政法人評価委員会」と、同条第 1 項中「第 28 条第 1 項第 1 号」とあるのは「第 78 条の 2 第 1 項第 1 号」と、同条第 2 項中「第 28 条第 1 項第 2 号」とあるのは「第 78 条の 2 第 1 項第 2 号」と読み替えるものとする。

(長期借入金の認可申請)

第 22 条 法人は、法第 79 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由
- (2) 長期借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 長期借入金の利率
- (5) 長期借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、長期借入金の借入れにより調達する資金の用途を記載した書面を添付しなければならない。

(債券の発行の認可申請)

第 23 条 法人は、法第 79 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により法人の名称を冠する債券(以下「債券」という。)の発行の認可を受けようとするときは、債券の募集の日の 20 日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 債券の発行を必要とする理由
- (2) 地方独立行政法人法施行令(平成 15 年政令第 486 号)第 28 条第 3 項第 1 号から第 9 号までに掲げる事項
- (3) 債券の募集の方法
- (4) 債券の発行に要する費用の概算額
- (5) その他債券に記載しようとする事項(第 2 号に掲げる事項を除く。)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 作成しようとする債券の申込証
- (2) 債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面
- (3) 債券の引受けの見込みを記載した書面

(償還計画の認可申請)

第 24 条 法第 79 条の 4 の規定による償還計画の認可の申請は、年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行わなければならない。

- (1) 借入先ごとの長期借入金の額及び当該事業年度における借入見込額
- (2) 発行の方法ごとの債券の額及び当該事業年度における発行見込額
- (3) 長期借入金及び債券の償還の方法及び期限
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 法人は、前項の償還計画を変更しようとするときは、その都度同項各号に掲げる事項を記載した償還計画の変更の認可の申請書を知事に提出しなければならない。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日規則第 20 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 31 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。